



地域の皆さまに感謝の気持ちを込めて
JA静岡市 ウィンターキャンペーン

募集総額

150
億円

冬Can定期貯金

取扱期間: 令和6年12月9日(月) ▶ 令和7年2月14日(金)

期間
限定

当JA以外より「新たな資金」で20万円以上(一契約1,000万円以下)の
スーパー定期(自動継続型・通帳式)をご契約いただいた方へ!!



組合員(同居家族含む)

※お一人様 5,000万円まで

スーパー定期(1年)

スーパー定期(3年)

適用金利

適用金利

年 **0.35%**

年 **0.45%**

(税引後 年0.278%)

(税引後 年0.358%)



組合員以外の方

※お一人様 1,000万円まで

スーパー定期
(1年)

スーパー定期
(3年)

適用金利

適用金利

年 **0.15%**

年 **0.2%**

(税引後 年0.119%)

(税引後 年0.159%)



※「新たな資金」とは取扱期間中に他の金融機関からの預け替え資金(取扱期間中に他の金融機関から振込まれた資金を含む)とさせていただきます。
※当JAにお預けいただいている既存の貯金(普通貯金、定期貯金等)からの本商品への切り替えは対象外となります。
※お取扱期間中であっても募集総額に到達した場合、諸事情により取扱を終了させていただく場合がございます。
●ATMおよびネットバンクで開設された定期貯金は本キャンペーンの対象とはなりません。

詳しくは、お近くのJA窓口までお問い合わせください

美和支店 ☎296-1121 豊田支店 ☎288-8460 藁科支店 ☎278-7185 下川原支店 ☎258-3138 上土支店 ☎261-8022
 松野支店 ☎294-1322 東豊田支店 ☎261-9308 中藁支店 ☎270-1121 あさはた支店 ☎245-7211
 しづはた支店 ☎294-9511 大谷支店 ☎237-1371 大里支店 ☎285-9148 西奈支店 ☎261-1177
 昭府町支店 ☎271-1956 高松支店 ☎237-3265 長田支店 ☎259-3221 千代田支店 ☎261-3461



【商品概要説明書】

商 品 名	●スーパー定期【募集総額：150億円】（愛称：冬Can定期貯金）	
販 売 対 象	●個人（新規お預入れの資金）	
取 扱 期 間	●令和6年12月9日（月）～令和7年2月14日（金） ※但し、予定した募集金額に達した場合は、その時点で募集を終了させていただきます。	
期 間	●定型方式・・・1年（単利型）	●定型方式・・・3年（複利型）
預 入 1.預入方法 2.発行媒体 3.預入金額 4.預入単位 5.預入限度額	●一括預入 ●総合口座通帳または定期専用通帳のみ（証書式は不可） ●20万円以上1,000万円以下 ●1円単位 ●一契約1,000万円以下。 組合員（同居家族含む）：上限5,000万円 組合員以外：上限1,000万円	
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。	●満期日以後に一括して払い戻します。 ●一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。（※窓口取引のみ可能）（ただし、一部支払い後の定期貯金残高が20万円以上必要です。）
継 続 方 法	●元金継続	
利 息 1.適用金利 2.利払頻度 3.計算方法 4.税 金 5.金利情報の入手方法	●当JAの組合員資格（正組合員、准組合員【新規出資者含む】）保有者とその同居親族に限り、預入時の【適用金利】預入期間1年：0.35%（税引後0.278%）を満期日まで適用します。 ●組合員以外の方は、預入時の【適用金利】預入期間1年：0.15%（税引後0.119%）を満期日まで適用します。 ●適用金利は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利（スーパー定期貯金、預入期間1年）を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※ の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は窓口へお問い合わせください。	●当JAの組合員資格（正組合員、准組合員【新規出資者含む】）保有者とその同居親族に限り、預入時の【適用金利】預入期間3年：0.45%（税引後0.358%）を満期日まで適用します。 ●組合員以外の方は、預入時の【適用金利】預入期間3年：0.2%（税引後0.159%）を満期日まで適用します。 ●適用金利は初回満期日までとなります。自動継続の場合は、継続時の店頭表示金利（スーパー定期貯金、預入期間3年）を当該満期日まで適用します。 ●預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いの日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
手 数 料	－	
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ○インターネットバンキングでの解約手続きはできません。 預入期間を1年の定型方式とした場合 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×50%	預入期間を3年の定型方式とした場合 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
貯 金 保 険 制 度 （公的制度）	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）	
その他参考となる事項	●取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させて頂く場合があります。 ●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	